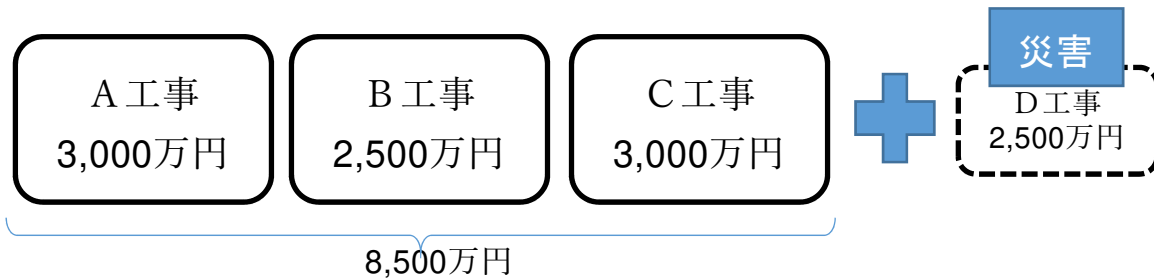


現場代理人の兼任要件緩和について

前提 今回の対応は、過年度発生災による災害復旧工事を円滑に進めるためのものであり、時限的対応であること。現場代理人は、契約に基づき設置されているもので、請負契約ごとに1名が原則である。

【現行の兼任要件の緩和制度】



- ・ ABC工事は、合計額8,500万円で兼任要件（3件、9,000万円未満）を充足。
- ・ 災害復旧工事D1件（金額不問）を枠外として、兼任可能。

【唐津市特例】

災害復旧工事（金額不問）について、枠外とする件数を3件とし、総兼任件数を最大6件まで可能とする。



- ・ 災害復旧工事DEFは、すべて金額不問で枠外とするが、唐津市においてのみ兼任可能。
（ABCD工事の4件を兼任する場合は、現行の要件に合致する。）

【その他】

適用期間：既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和8年4月1日以後令和8年9月30日までに公告、指名通知又は見積依頼を行う工事に適用する。